

議案第104号

澁川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月13日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例

澁川市借上賃貸住宅条例（平成18年澁川市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 一般借上賃貸住宅 その者の収入が規則に定める収入基準を満たしている者

第7条に次の1項を加える。

- 3 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合に限り、借上賃貸住宅に同居することができる。

第17条第1項第1号中「第7条第1項第1号イ」を「第7条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

理 由

入居時における同居親族要件を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市借上賃貸住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（入居申込者の資格）</p> <p>第7条 借上賃貸住宅に入居の申込みをすることができる者は、国税及び地方税を完納し、現に住宅に困窮していることが明らかなもので、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>（1） 一般借上賃貸住宅 <u>その者の収入が規則に定める収入基準を満たしている者</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあつては、同居する者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合に限り、借上賃貸住宅に同居することができる。</u></p> <p>（家賃の助成）</p> <p>第17条 市長は、借上賃貸住宅の入居者等の家賃負担の軽減を図るため、その者の収入が次に該当するときは、当該入居者等に対し家賃助成することができる。</p> <p>（1） 一般借上賃貸住宅 <u>第7条第1項第1号</u> に規定する収入基準の上限額以下の者</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（入居申込者の資格）</p> <p>第7条 借上賃貸住宅に入居の申込みをすることができる者は、国税及び地方税を完納し、現に住宅に困窮していることが明らかなもので、次に掲げる条件を具備するものでなければならない。</p> <p>（1） 一般借上賃貸住宅</p> <p><u>ア 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。以下第12条において同じ。）があること。</u></p> <p><u>イ</u> <u>その者の収入が規則に定める収入基準を満たしている者</u></p> <p>（2）・（3） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（家賃の助成）</p> <p>第17条 市長は、借上賃貸住宅の入居者等の家賃負担の軽減を図るため、その者の収入が次に該当するときは、当該入居者等に対し家賃助成することができる。</p> <p>（1） 一般借上賃貸住宅 <u>第7条第1項第1号イ</u>に規定する収入基準の上限額以下の者</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>2～5 （略）</p>